

企業主導型保育事業における専門的労務監査の状況について

(令和3年度結果)

目的

○労務監査は、職員の「労務環境」や「処遇改善」に関して重点的に確認することにより、保育施設で働く職員の働きやすい職場環境の醸成を促し、当該施設の「保育の質」の向上を図ることを目的として実施する。

実施状況

○専門的労務監査の実実施施設：500施設（実地監査：499施設、リモート監査：1施設）

令和3年10月から開始し、11都道府県（北海道、神奈川県、東京都、愛知県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県）

○対象施設 上記11施設に所在する施設のうち、過去の立入調査で労務関連の指摘を受けた施設から500施設を選定し、全施設への監査を実施した。

| | 実施施設数 | 文書指導施設数 | 口頭指導施設数 |
|-------|-------|--------------|--------------|
| 令和3年度 | 500施設 | 429施設（85.8%） | 452施設（90.4%） |
| 令和2年度 | 27施設 | 23施設（85.1%） | 26施設（96.2%） |

※指摘があった全ての施設において、改善報告書を提出済。

※令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、緊急事態宣言の発令対象地域外となる施設を対象に実地監査を実施した。

令和3年度主な文書指摘事項（上位10件）

| 具体的な指摘事項 | R3年度件数 (割合) | 【参考】 R2年度件数 (割合) |
|--|----------------|------------------------|
| ①給与規程の支給項目と実際の支給項目(手当)が一致していない | 199 (39.8%) | 6 (22.2%) |
| ②給与規程等根拠規定に基づき支給されていない | 134 (26.8%) | 6 (22.2%) |
| ③割増賃金について不適切な運用がされている | 97 (19.4%) | 3 (11.1%) |
| ④職務手当等の手当の一部を処遇改善加算とする場合の内訳が不明確である | 84 (16.8%) | 4 (14.8%) |
| ⑤年次有給休暇について、年5日以上を取得ができていない | 69 (13.8%) | 6 (22.2%) |
| ⑥キャリアパスが定められていない | 60 (12.0%) | 5 (18.5%) |
| ⑦処遇改善加算の支給について労働者が認知していない | 51 (10.2%) | 5 (18.5%) |
| ⑧1か月単位の変形労働時間制を導入しているが、シフト表が1か月の総枠を超えている | 51 (10.2%) | 6 (22.2%) |
| ⑨処遇改善等加算Ⅱの支給について、配分に誤りがあるなどルールに則っていない | 50 (10.0%) | 5 (18.5%) |
| ⑩法定労働時間を超過している労働者がいるが、時間外手当が支払われていない | 49 (9.8%) | 2 (3.7%) |